（バングラデシュ国駐箚）特命全権大使　篠塚　保
バングラデシュ国駐箚を免ずる
臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる
（国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当）
（カメルーン国兼チャド国中央アフリカ国駐箚）同　山本　啓司
カメルーン国兼チャド国中央アフリカ国駐箚を免ずる
臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる
（査察担当）（以上十月四日）
（イスラエル国駐箚）特命全権大使　竹内　春久
イスラエル国駐箚を免ずる
臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる
（沖縄担当）
（大臣官房参事官兼北米局アジア大洋州局）外務事務官　冨田　浩司
大臣官房審議官に昇任させる
（在メキシコ日本国大使館参事官（公使））同　高瀬　寧
大臣官房参事官に転任させる
経済局に併任する
中南米局に併任する（以上十月十一日）

農林水産省

（関東農政局次長）農林水産技官　中川　敏夫
農村振興局整備部農村整備官付農村整備情報分析官に配置換する
（農村振興局整備部付）同　狩俣　茂雄
関東農政局次長に配置換する（以上十月十八日）

林野庁

（環境省総合環境政策局環境影響評価課長）環境技官　花岡　千草
農林水産技官（森林技術総合研修所長）に転任させる（十月十六日）

官庁報告

官庁事項

電波監理審議会の審理の開始について

放送法（昭和25年法律第132号）第180条において準用する電波法（昭和25年法律第131号）第86条の規定により審理を開始することとなったので、同法第88条第２項の規定に基づき公告します。

平成 23 年 10 月 21 日

電波監理審議会
主任審理官　佐藤　歳二

1　事案の要旨　総務大臣が行ったよさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立て（平成23年付議第２号）
2　期日　平成23年11月29日（火）午後３時から
3　場所　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　総務省（中央合同庁舎２号館）1002会議室
4　主宰する審理官　主任審理官　佐藤　歳二
5　審理への参加手続　この審理に関する手続に参加人として参加しようとする利害関係者は、住所（郵便番号並びに電話番号及びＦＡＸ番号を付記してください。）、氏名（法人の場合は名称又は商号及び代表者名）、参加の趣旨（この異議申立ての結果によって生ずる利害及びこれに関連して審理に際し述べようとする具体的な意見）及び参加希望の旨を記載した参加申立書を電波監理審議会主任審理官宛て（郵便番号100―8926　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　総務省内）に平成23年11月８日（火）（必着）までに提出してください。
　なお、参加の許否については、追って通知します。
6　その他　不明な点については、総務省総合通信基盤局総務課（電波監理審議会事務局）（電話03―5253―5829）へお問い合わせください。

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、富山労働局の関係労働者を代表する者野村嘉明の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 23 年 10 月 21 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、富山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。
3　推薦締切日　平成23年11月１日
4　推薦書及び添付書類提出先　富山労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名
印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 10 月 21 日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間830円」を「１時間835円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月１日から効力を生ずる。

資料

平成 23 年８月中国際収支状況（速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　目	８　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−8,773	−1,829	937
（対前年同月比）	（　—）	（　—）	（−51.2）
貿易収支	−6,947	1,233	1,706
（対前年同月比）	（　—）	（−86.3）	（−43.5）
輸出	51,063	55,304	49,094
（対前年同月比）	（　4.0）	（−2.3）	（　16.0）
輸入	58,011	54,072	47,388
（対前年同月比）	（　22.4）	（　13.6）	（　20.6）
サービス収支	−1,826	−3,062	−768
所得収支	13,539	12,467	11,450
経常移転収支	−692	−736	−959